

# 公益社団法人日本新体操連盟定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本新体操連盟と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

- 2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、公益財団法人日本体操協会と協調し、わが国における新体操の統括団体として、わが国の新体操の水準の向上及び新体操の普及を図ることにより、もって青少年の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 新体操の普及
  - (2) 新体操の指導者・審判員の育成及び資格認定
  - (3) 新体操クラブの管理運営に関する指導助言
  - (4) 全国競技会及び国際競技会の開催
  - (5) 新体操の選手の育成及び競技力の向上
  - (6) 国際交流及び国際競技会への代表選考・派遣
  - (7) 新体操に関する競技規則の制定及び調査研究
  - (8) 刊行物の発行とホームページの運営
  - (9) 公益財団法人日本体操協会への加盟
  - (10) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、日本全国及び海外において行うものとする。

### 第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の種類の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した新体操クラブを管理運営する個人又は法人
  - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助する個人又は法人
  - (3) 名誉会員 この法人に特に功労のあった者で社員総会の議決をもって推薦された者
- 2 この法人の社員（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下法人法という）第11条第1項第5号等に規定する社員をいう。以下同じ。）は、正会員の中から選出される代議員をもって社員とする。
  - 3 代議員は20名以上25名以下とする。
  - 4 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
  - 5 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
  - 6 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
  - 7 第3項の代議員選挙は、2年に1度、実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙の終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員を選任及び解任（法第63条及び第70条）並びに定款変更（法第146条）についての議決権を有しないこととする。）。
  - 8 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなる時に備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
  - 9 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
    - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
    - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名

- (3) 同一の代議員(2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員)につき2人以上の補欠の代議員を選任するとき  
は、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 10 第7項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 11 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。
- (1) 法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
  - (2) 法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)
  - (3) 法人法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)
  - (4) 法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書等の閲覧等)
  - (5) 法人法第51条第4項及び52条第5項の権利(議決権行使書面の閲覧等)
  - (6) 法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)
  - (7) 法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
  - (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)
- 12 理事、監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

(社員・会員の資格の取得)

- 第6条 この法人の社員・会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。
- 2 名誉会員に推薦された者は、入会の手続きは要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(経費の負担)

- 第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員・会員になった時及び毎年、社員・会員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。
- 2 賛助会員は前項の規定に準ずる。
- 3 名誉会員は入会金及び会費を納めることを要しない。
- 4 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(任意退社)

第8条 社員・会員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員・会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員・会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員・会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員・会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員・会員が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は法人である会員が解散したとき。

#### 第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員・会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎年度5月もしくは6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 招集の通知は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に従う。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 社員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 議決権に関しては一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定される、議決権の代理行使、書面による議決権の行使、電磁的方法による議決権の行使を用いることができる。
- 5 決議の省略については一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定される社員総会の決議の省略を用いることができる。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席役員並びに出席社員の中から選出された者は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上20名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、3名以下を副会長、1名を専務理事、3名以下を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 4 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

(事務局及び職員)

第26条 この法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。

- 2 職員は、代表理事が任免する。ただし、事務総長及び重要な地位の職員は理事会の承認を得て代表理事が任免する。
- 3 職員は、有給とする。

(名誉会長、名誉顧問、顧問)

第27条 この法人は任意の期間として名誉会長及び名誉顧問を1名と、顧問を若干名置くことができる。

- 2 名誉会長は、この法人に対する功労顕著な者に対し、その名誉を表彰するため社員総会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 名誉顧問は、この法人に特に功労顕著な者に対し、社員総会の推薦により代表理事が委嘱する。
- 4 顧問は、この法人の役員（常務理事以上）を長年勤めた者又はこの法人に対する功労顕著な者の中から、社員総会の推薦により代表理事がこれを委嘱する。
- 5 名誉会長は、重要事項について代表理事に意見を述べることができる。
- 6 名誉顧問及び顧問は、重要事項について代表理事の諮問に応じ、意見を述べることができる。
- 7 名誉会長、名誉顧問及び顧問の報酬は無償とする。

## 第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会の議長は、代表理事とする。
- 4 法人法に従い、理事会への報告の省略をすることが出来る。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(基本財産)

第33条 別表の財産は、事業を行うために不可欠な財産であり、この法人の基本財産とする。

- 2 前項の財産は、社員総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表

- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事の名簿
  - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第37条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第8章 専門委員会

（専門委員会）

第38条 この法人の事業遂行に必要な専門的事項を処理するため、専門委員会を置くことができる。

- 2 第1項で置かれた委員会は、理事会の決議に基づいた人数で構成される。
- 3 第1項で置かれた委員会は、次に掲げる事項を行う。
  - (1) 事業遂行に必要な計画案を策定し、理事会に提出する事
  - (2) 事業遂行に必要な体制の運用及び改善について意見を理事会に提出する事
- 4 第1項で置かれた委員会は、理事会において選任及び解任する。
- 5 第1項で置かれた委員会の議事の運営の細則は、理事会において定める。

## 第9章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第39条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

### (解散)

第40条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

### (公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### (残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

### (公告の方法)

第43条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は二木英徳とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 従来、社団法人日本新体操連盟に属した権利義務の一切は、この法人が継承する。
- 5 代議員の選任については社団法人日本新体操連盟の理事会において作成される代議員選任規定に従い行われる。最初の代議員選挙は公益法人移行前に実施され、選ばれた者を最初の代議員とする。

### 別表 基本財産（第32条関係）

財産種別	場所・物量等
基本財産	三井住友銀行麻布支店定期預金 2 千万円